

令和5年度第2回千早赤阪村地域公共交通協議会

協議書

議案

金剛自動車(株)のバス事業廃止に伴う広域協議会の設置について

1. 運行事業者からの廃止申出

令和5年9月8日に、金剛自動車(株)からバス事業の事業廃止届が村地域公共交通協議会会長あてに提出されました。(別紙1参照)

2. 路線廃止の手続き

バス路線を廃止する予定日の6月前までに、運輸局に届出しなければなりません。国では、関係自治体及び利害関係人に対して、路線の廃止が利用者の利便性を阻害しないことについての意見を聴取のうえ、路線廃止の手続きが行われます。

また、廃止予定日の6月以降に届出するには、地域協議会での協議(合意)手続きが必要となっており、こうした道路運送法などの規定に基づき、今般の路線廃止に関する協議を本広域協議会で行うものです。

<参考>関係法令の規定

【道路運送法(抜粋)】

(事業計画の変更)

第十五条の二 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線(路線定期運行に係るものに限る。)の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その六月前(旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その三十日前)までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(事業の休止及び廃止)

第三十八条 略

2 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その六月前(利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その三十日前)までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

【道路運送法施行規則（抜粋）】

(一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更の特例)

第15条の4 法第15条の2第1項の旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 当該路線において他の一般乗合旅客自動車運送事業者が一般乗合旅客自動車運送事業を現に経営し、又は経営するものと見込まれる場合
- (2) 当該路線の休止又は廃止について地域協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関する協議会であって、関係地方公共団体の長、地方運輸局長その他の関係者により構成されることその他の国土交通大臣が告示で定める要件を備えるものをいう。）
（以下同じ。）において協議が調った場合
- (3) 前二号に掲げる場合のほか、旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めてあらかじめ公示する場合

3. 広域協議会での協議について

今回の廃止申出では、令和5年12月20日をもってバス事業を廃止するというもので、金剛自動車株式会社の全路線が廃止されることとなります。金剛自動車株式会社の路線は、近鉄長野線富田林駅及び喜志駅を起点に、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村の4市町村に渡る広域的な路線網となっており、今後、急務となる代替交通の確保など、村単独での課題解決は困難であることが明白であります。

4. 広域協議会の設置について

4市町村で構成する協議会については、「富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会」として設置します。（規約については、別紙2参照）

上記を踏まえ、早急に沿線4市町村で構成する広域協議会を設置し、国・府の助言を受けながら検討していくことについて、承認いただくものです。

令和 5 年 9 月 8 日

千早赤阪村長 南本 斎 様
千早赤阪村地域公共交通協議会 会長 様

バス事業廃止の意向に伴う協議について

金剛自動車株式会社
代表取締役 白江 暢 孝



拝啓 御村役場におかれましては、ますますご繁栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

昭和 12 年に開設しました弊社バス事業は、人手不足・売上の低下など様々な要因はございますが、令和5年12月20日をもちまして廃止するという判断に至り、今後は、近畿運輸局に対しまして、弊社が運行するすべての路線に関する廃止手続きを行う所存でございます。

つきましては、誠にお手数、ご面倒をお掛けして恐縮ですが、道路運送法に基づき、御村役場が設置されます「千早赤阪村地域公共交通協議会」において事業及び路線廃止の協議いただきたく何卒よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

最後になりましたが、弊社事業廃止の判断に至りましたことを深くお詫び申し上げますとともに、長年にわたり金剛バスへのご愛顧に深く感謝申し上げます。

敬具

事業廃止の予定日:令和5年12月20日

お問い合わせ:金剛自動車株式会社 総務課

住所:大阪府富田林市本町 18 番 17 号

TEL:0721-23-2287 F A X :0721-23-2722

富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村

地域公共交通活性化協議会規約（案）

令和 5 年 月 日

（目的）

第 1 条 富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村（以下「関係市町村」という。）のうち、令和 5 年 10 月 1 日現在における富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村の地域において金剛自動車株式会社が運行する路線バス（以下「金剛バス」という。）の沿線地域（以下「金剛バス沿線地域」という。）に係る地域公共交通計画の作成に関する協議及びその計画の実施に関する連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、金剛バス沿線地域における地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、設置する。

（事務所）

第 2 条 協議会の事務所は、大阪府富田林市常盤町 1 番 1 号富田林市役所内とする。

（協議事項）

第 3 条 協議会は、金剛バス沿線地域における次に掲げる事項で、鉄道駅を起終点として運行する系統路線（以下「幹線系統」という。）について協議するものとする。

- (1) 地域公共交通計画の作成、変更及び実施に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、その他協議会の目的を達成するために必要な事

項

- 2 協議会は、それぞれの関係市町村における法第6条第1項の規定による協議会（以下「単独協議会」という。）において協議する事項のうち、幹線系統への接続その他の協議会が協議すべき事項に関連するものについては、必要に応じて単独協議会に対し協議状況等の報告を求め、又は意見を聴くことができる。

（組織）

第4条 協議会は、委員30人以内で組織し、別表に掲げる委員により構成する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長を置き、富田林市長が指名する副市長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長は、委員の中から副会長を指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（会議）

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に協議会への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 会議は、原則公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議事項については、非公開で行うものと

する。

6 会長は、やむを得ない事情があると認める場合は、文書その他の方法による持ち回りの会議を行うことができる。

7 会長は、会議の結果を関係市町村長に意見具申するとともに、直近で開催される単独協議会に報告するものとする。

(分科会等)

第8条 会長は、第3条第1項の協議事項に関して、必要に応じて分科会等を設置することができる。

2 分科会等は、第4条に定める委員その他協議会が必要と認める者をもって組織する。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置き、関係市町村が協力してその事務を行う。

2 協議会の事務局は、富田林市交通政策担当課に置く。

(会計年度)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰入金その他収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監事を2名置き、委員の中から会長が指名する。

2 監事は、協議会の出納監査を行う。

3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第15条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(細則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和5年10月1日から施行する。

(任期の特例)

2 協議会の設置後、最初に委嘱又は任命される委員の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

(会計年度の特例)

3 協議会の設置初年度の会計年度については、第11条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から令和6年3月31日までとする。

別表（第4条関係）

構成	所属等	委員
学識経験者	富山大学都市デザイン学部	准教授 猪井 博登
運輸行政	国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局	輸送部門首席運輸企画専門官
		総務企画部門首席運輸企画専門官
大阪府	大阪府都市整備部交通戦略室	交通戦略室長が指名する者
公安委員会	大阪府警察本部富田林警察署	富田林警察署長が指名する者
道路管理者	大阪府富田林土木事務所	富田林土木事務所長が指名する者
住民又は利用者	富田林市民	富田林市交通会議会長が指名する市民委員（2名）
	太子町民	太子町地域公共交通会議会長が指名する町民委員（2名）
	河南町民	河南町地域公共交通会議会長が指名する町民委員（2名）
	千早赤阪村民	千早赤阪村地域公共交通活性化協議会会長が指名する村民委員（2名）
公共交通事業者	近鉄バス株式会社	近鉄バス株式会社が指名する者
	南海バス株式会社	南海バス株式会社が指名する者
	金剛自動車株式会社	金剛自動車株式会社が指名する者
	近畿日本鉄道株式会社	近畿日本鉄道株式会社が指名する者

	南海電気鉄道株式会社	南海電気鉄道株式会社が指名する者
	大阪第一交通株式会社	大阪第一交通株式会社が指名する者
	近鉄タクシー株式会社	近鉄タクシー株式会社が指名する者
	一般社団法人大阪バス協会	一般社団法人大阪バス協会が指名する者
運転者団体	近鉄バス労働組合	近鉄バス労働組合が指名する者
	南海バス労働組合	南海バス労働組合が指名する者
市町村	富田林市	富田林市副市長
	太子町	太子町副町長
	河南町	河南町副町長
	千早赤阪村	千早赤阪村副村長